

事業名：国道12号白石本通第二電線共同溝PFI事業

令和7年7月3日に公表した実施方針等に関する
質問・意見に対する回答

令和7年7月22日

国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部

国道12号白石本通第二電線共同溝PFI事業 実施方針に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	3	第1	1	(5)	特定事業の概要	電線の入線工事や既存電柱の撤去は業務に含まれないとのことですが、電力・通信事業者との調整・工程調整責任は誰が担う想定ですか？	要求水準書(案)の第3工事業務-4. 調整 マネジメント 業務(工事段階)-(10)抜柱完了時期に示すとおり、PFI事業者が実施します。
2	実施方針	3	第1	1	(6)	事業方式及び権利関係	既存ストックの活用について、設計段階での可否判断の基準や、その評価手法はどのように設定される予定ですか？	要求水準書(案)の第2調査・設計業務-2. 調査・設計業務-(3)既存ストックの活用についてに示すとおり、トータルコストの比較により評価しますが、札幌開発建設部と協議の上、決定します。
3	実施方針	4	第1	1	(8)	事業スケジュール	事業契約の開始(令和8年3月)から施設の完成・引渡し(令和17年3月末)までが9年間で設定されておりますが、従来方式での整備期間は何年を想定されておりますでしょうか。また、従来方式での設計期間及び工事期間の内訳についてもご教示願います。	前段の従来方式の整備期間は9年間で想定しています。後段の従来方式の設計期間は2年、工事期間は7年を想定しています。
4	実施方針	4	第1	1	(8)	事業スケジュール	事業契約の開始(令和8年3月)から施設の完成・引渡し(令和17年3月末)までが9年間で設定されておりますが、PFI事業としての設計期間及び工事期間はそれぞれ何年を想定しているのでしょうか。	PFI事業の設計期間は2年、工事期間は7年を想定しています。
5	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者への支払	事業者より早期完成・引渡しをご提案する場合にあっても、第二次審査資料としてご提出する「資金調達及び収支計画に関する提案」の資金収支は、令和17年度から令和31年度末までの期間で支払われるという基本の支払条件で積算したものでご提出するという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
6	実施方針	17	第2	5	(5)	工事監理企業の参加資格要件	北海道開発局より委託され、公益民間企業である電気通信会社から発注した電線共同溝工事を工事監督する業務も「工事監督支援業務」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	実施方針	19	第3	1	(2)	想定されるリスクと責任分担	地下埋設物調査において、設計後に発覚した不確実な障害物による追加費用発生時の負担は誰が負う想定ですか？	別紙5 リスク分担表の「調査に関するリスクー番号24, 25」に示す負担となります。
8	実施方針	19	第3	1	(2)	想定されるリスクと責任分担	維持管理期間中(15年)の途中で施設の大規模補修が必要になった場合、責任範囲と費用負担はどう整理されますか？	別紙5 リスク分担表の「施設の損傷リスクー番号47~49」に示す負担となります。

国道12号白石本通第二電線共同溝PFI事業 実施方針に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
9	実施方針	20	第3	2	(3)	業務の履行の検査等	実施方針および要求水準書(案)において本施設の引渡し前の完成検査の記載がありますが、長期にわたる施設整備期間において、年度単位の検査(出来高等)は為されないという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
10	実施方針	33	別紙5 リスク 分担表	-	9	税制変更リスク	「消費税又は地方消費税以外で、すべての者に影響する税制の変更又は新設による増加費用」の負担者が事業者となっていますが、税制の変更による負担が事業者のみというのは、どのような税制の変更を想定されているのでしょうか。	法人税率等、本事業に限らず、他の事業でもすべての事業者に影響する税を想定しています。
11	実施方針	34	別紙5 リスク 分担表	-	16	要求水準変更リスク	「事業費の減額を目的とした」との記載がありますが、長期のPFI事業であるため、実施済みの部分まで影響が及ぶことはない(遡及されない)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	実施方針	34	別紙5 リスク 分担表	-	20	住民運動に関するリスク	「国の提示条件に対する地域住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、当該増加費用を合理的な範囲内において国が負担、その他については事業者が負担する」とありますが、事業者が負担するケースはどのような場合と理解すればよろしいでしょうか。	事業者が負担する部分は、本事業の実施において事業者が実施する業務が該当します。なお、調整マネジメント業務における各種調整においては、地域住民及び地権者等からの同意取得の努力義務の範囲内を想定しています。
13	実施方針	34	別紙5 リスク 分担表	-	20	住民運動に関するリスク	「住民運動に関するリスク」において、本事業に関する住民等への事前説明状況についてご教示願います。	沿道の住民等への説明については行っておりません。
14	実施方針	34	別紙5 リスク 分担表	-	20	住民運動に関するリスク	無電柱化の導入に関する住民団体等の反対運動への対応等のリスクのうち、事業者側が負担するのはどのような場合を想定しているのでしょうか。	「合理的な範囲内において国が負担、その他については事業者が負担する。」ことを想定していますが、事案発生時に札幌開発建設部と協議の上、決定します。
15	実施方針	35	別紙5 リスク 分担表	-	26	設計変更に関するリスク	「設計変更に関するリスク」について、入札段階で示される数量と詳細設計完了段階の数量の差分について、合理的と認められたものは、事業者の帰責とならないため設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	「事業費の算定及び支払い方法(案)」第3 事業費の確定-2. 詳細設計業務完了時に従い変更します。
16	実施方針	35	別紙5 リスク 分担表	-	31 32 33	引渡し遅延リスク	与条件について、ご教示願います。 また、地下埋設物管理者の移設作業の遅延による引渡し遅延は、事業者の帰責とならないとの理解でよろしいでしょうか。	前段の与条件は予備設計成果を参考にご検討ください。 後段は事象発生時に札幌開発建設部と協議の上、決定します。
17	実施方針	35	別紙5 リスク 分担表	-	32	引渡し遅延リスク	「与条件として明示していない地中障害物の処理によるもの」の負担者は国と記載がありますが、処理期間が長期間となる場合の間接工事費等の増加については設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	地中障害物の処理期間が長期となる場合や、埋蔵文化財調査が必要となった場合時の工事一時中止により増加する費用については、札幌開発建設部と協議の上、決定します。

国道12号白石本通第二電線共同溝PFI事業 実施方針に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
18	実施方針	35	別紙5 リスク 分担表	-	34 35	工事中止・中断 リスク	国及び事業者以外の事由により工事の全部又は一部の一時中止による増加費用は協議の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	実施方針	36	別紙5 リスク 分担表	-	39	第三者への損 害リスク	整備・引渡しの「第三者への損害リスク」について、国の帰責事由以外(事業者以外の第三者の帰責事由)により発生した費用の負担は、国と事業者の協議対象との理解でよろしいでしょうか。	No.37,38以外は事業者の負担としますが、当該事象において合理的な理由がある場合は、協議の対象とします。
20	実施方針	36	別紙5 リスク 分担表	-	42	物価上昇リスク (整備・引渡し段 階)	説明欄に「特殊な要因又は予期することのできない特別な事情により、著しく、急激な価格水準の変動が生じた場合については、施設整備費の変更については協議により決定する。」とありますが、当該工事につきましてはスライド条項適用と認識してよろしいでしょうか。	施設整備費の物価変動については、「事業費の算定及び支払い方法(案)」第4 事業費の改定-2. 施設整備費の物価 変動に基づく改定に示すとおりです。
21	実施方針	37	別紙5 リスク 分担表	-	53	物価上昇リスク (維持管理段 階)	物価上昇リスクにおいて事業者負担に「△」が記載されておりますが、物価上昇は事業者ではコントロールできないと考えます。一定の条件を満たす場合については、維持管理費を改定すると記載されています。一定の条件についてご教示願います。	施設整備費の物価変動については、「事業費の算定及び支払い方法(案)」第4 事業費の改定-3. 維持管理費及びその他費用の物価変動に基づく改定に示すとおりです。

国道12号白石本通第二電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	要求水準書(案)	13	第2	1	(11)	公開成果品の作成	公開成果品について、個人情報やセキュリティ配慮の具体的なガイドラインや対応方法の明示はありますか？	電子納品運用ガイドライン【業務編】を参照してください。 http://www.cals-ed.go.jp/cr_guideline/
2	要求水準書(案)	16	第2	2	(2)	業務内容	BIM/CIMモデルは工程管理や住民説明にも活用されるとのことですが、成果物の提出形式・ソフトの指定はありますか？	「BIM/CIM適用業務実施要領」及び「3次元モデル成果物作成要領(案)」に基づき、札幌開発建設部と協議して実施してください。
3	要求水準書(案)	17	第2	2	(2)	業務内容	4次元モデルにより工事中の生活支障などの説明を行うとありますが、アニメーション等の作成レベルはどこまで要求されますか？	「BIM/CIM 活用ガイドライン(案)」及び「設計－施工間の情報連携を目的とした4次元モデル活用の手引き」等を参照して、札幌開発建設部と協議して実施してください。
4	要求水準書(案)	35	第3	2	(1)	建設発生土について	掘削土について、冬季施工や湧水等により埋戻し材として適さない場合は処分し、購入砂及び砕石等での埋め戻しが発生した場合、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	設計変更の対象については、札幌開発建設部と協議の上、決定します。
5	要求水準書(案)	52	第3	4	(8)	電線共同溝管理台帳及び情報ボックス管理台帳の作成	「事業者は、対象区間における電線共同溝管理台帳及び情報ボックス管理台帳等を作成する。」とありますが、本事業の対象範囲に情報ボックスは含まれるのでしょうか。また、情報ボックス管理台帳は新規で作成すると認識してよろしいでしょうか。	現在、情報ボックスは車道部中央に設置されており、残置可能と判断しているため、情報ボックス管理台帳の更新等は想定していませんが、設計を進める上で一部で移設等が必要になった場合に管理台帳の変更が必要になります。
6	要求水準書(案)	60	第5	4	(3)	要求水準	1)協議・調整について、「・・・事業者が行う管路利用の管理とは、占有者の台帳閲覧申請、電線共同溝の入溝に関する事務」とありますが、鍵の貸出しは含まれていない理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国道12号白石本通第二電線共同溝PFI事業 事業費の算定及び支払い方法(案)に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	事業費の算定及び支払い方法(案)	3	第2	2	-	支払方法の基本的事項	工期が短縮された場合、支払時期の見直しが可能とされていますが、予算確保が前提となっています。この場合、予算調整ができないときのリスクは事業者が負担するのでしょうか？	第3 事業費の確定-3. 事業費確定に係る資料の提出に示すとおり、本施設の引渡予定日の2年前から協議開始を予定しており、その時点で札幌開発建設部と協議の上、決定します。
2	事業費の算定及び支払い方法(案)	3	第2	2	-	支払方法の基本的事項	「本施設の工期短縮に基づく早期完成・引渡しに伴い、維持管理業務開始日が令和17年4月1日以前となった場合、予算確保ができれば各費用の支払時期を見直す」とありますが、早期完成したが予算確保ができない場合の維持管理業務は、基本どおりの令和17年4月から行うということによろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
3	事業費の算定及び支払い方法(案)	4	第2	3	(1)	②イ基準金利	第5回、第10回支払前に基準金利が見直されるとのことですが、その都度契約変更が必要とされています。この契約変更にかかる手続負担や調整期間はどのように見積もられていますか？	契約変更にかかる手続負担に関する費用は、事業者負担とします。なお、見直し金利確定日の約1ヶ月前から協議を始める予定であり、詳細は札幌開発建設部と協議の上、決定します。
4	事業費の算定及び支払い方法(案)	4	第2	3	(1)	②イ基準金利	「入札時の割賦手数料の算定に用いる基準金利については、入札公告日に公表される国債金利5年ものとし、当該基準金利を全支払期(全15回)に適用すること。」とありますが、札幌開発建設部より公表されると認識してよろしいでしょうか。	入札公告後、速やかに公表する予定です。
5	事業費の算定及び支払い方法(案)	4	第2	3	(1)	②ウ割賦手数料の料率	割賦手数料の料率は、基準金利に利ざや(スプレッド)を加えたものとされていますが、利ざやの上限や目安は設定されていますか？過大な利ざやによる公共負担の増加を防ぐ仕組みはあるのでしょうか？	利ざや(スプレッド)については、事業者から提案を求めます。そのため、上限や目安、公共負担の増加を防ぐ仕組みはありません。ただし、利ざや(スプレッド)を含めた入札価格が予定価格以下となることが条件となります。
6	事業費の算定及び支払い方法(案)	4	第2	3	(2)	維持管理費	各年度の支払が原則「均等」である理由として、予算の平準化と理解されますが、維持管理費など実際には年度ごとの変動が見込まれる費目もあります。この「均等払い」がサービス品質や事業者のキャッシュフローに悪影響を及ぼさないか懸念されますが、対策はありますか？	実施方針において、下記のとおり本事業の実施を予定しているため、資金・経営に関しては事業者の提案を求めます。「電線共同溝の整備・維持管理事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備等を行うため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく事業として実施することを予定している。」
7	事業費の算定及び支払い方法(案)	5	第3	2	-	詳細設計業務完了時	「詳細設計業務の結果を踏まえて事業費の内訳を精査し・・・事業費の内訳を修正する。」とありますが、内訳の修正方法としては、工事費以外も含めて事業契約の変更契約を締結すると認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国道12号白石本通第二電線共同溝PFI事業 事業費の算定及び支払い方法(案)に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
8	事業費の算定及び支払い方法(案)	6	第4	1	-	基本的考え方	施設整備費について、基準金利の確定日までの金利変動相当分及び2. による改定を除き、原則として改定を行わないとの記載がございますが、「金利変動相当分を除き～」の解釈は、「基準金利の金利確定日までの金利変動及び2. による改定は対象となる」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。当初の基準金利の確定日までの金利変動と2. 施設整備費の物価変動に基づく改定が対象となります。
9	事業費の算定及び支払い方法(案)	6	第4	2	(1)	物価変動に基づく施設整備費の改定	物価変動による施設整備費の改定は、15/1000以上の変動で可能となっておりますが、このしきい値の合理性についてどのように設定されたのでしょうか？過去のPFI事例との比較等があればご教示ください。	数値の設定根拠については、公表しません。
10	事業費の算定及び支払い方法(案)	6	第4	2	(1)	物価変動に基づく施設整備費の改定	①改定方法のイに規定されている「変動前残施設費の1000分の15を超える額」は、対象となる金額から変動前残施設費の1000分の15相当分を控除した金額として解釈しております。合理的な増加費用であっても物価変動に伴う施設費分全額をお支払いいただくことは無いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	事業費の算定及び支払い方法(案)	6	第4	2	(1)	物価変動に基づく施設整備費の改定	物価改定の対象は「施設費」とされ、P2の第1.2事業費の内訳から「建中金利」も施設費の一部となっておりますので、工事費と同様に施設費として建中金利も物価改定の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	物価変動を予定しているため、建中金利の変動は対象としません。
12	事業費の算定及び支払い方法(案)	7	第4	3	(3)	維持管理費及びその他費用の物価改定に基づく改定	第1回の支払いについては事業契約締結日の属する年度の4月1日の指標との記載がございますが、事業スケジュールでは事業契約の締結予定日が令和8年3月予定となっておりますので、この予定の場合、令和7年4月1日の指標(令和7年4月指標)との理解で宜しいでしょうか。この場合、基準日として1年間近いずれが生じますが、物価上昇を極力現実に近い変動率を反映させるという観点からは、期間として長いと思われまますので、基準日のご再考をお願い致します。	記載のとおりとします。
13	事業費の算定及び支払い方法(案)	7	第4	3	(3)	維持管理費及びその他費用の物価改定に基づく改定	物価改定の指標は3ポイント以上変動した場合に改定することと規定されておりますが、施設整備費の改定は1000分の15(=1.5ポイント)となっており、この指標値が相違する理由をご教示ください。また他案件の事例を鑑みても、本件の物価改定基準を3ポイント以上とするのは基準が高く、2.9ポイント上昇でもサービス対価が変更されないこととなり、適切な価格反映(転嫁)ができず、事業者の財務状況は大変厳しくなるため、基準を下げていただきますようお願い致します。	前段の維持管理費及びその他費用の物価変動に基づく改定については、毎年度改定しますが、施設整備費の物価変動に基づく改定は請求に基づくことから、改定の期間及び頻度が異なるためです。後段は、記載のとおりとします。

国道12号白石本通第二電線共同溝PFI事業 事業費の算定及び支払い方法(案)に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
14	事業費の算定及び支払い方法(案)	7	第4	3	(3)	①改定指標	維持管理費やその他費用の物価変動調整に「企業向けサービス価格指標」を用いるとのことですが、当該指標が当該業務実態にそぐわない場合の代替指標の検討や調整手段は設けられていますか？	「企業向けサービス価格指標」以外の改定指標は予定していません。
15	事業費の算定及び支払い方法(案)	9	第6	-	-	支払額の減額措置	業績に応じた支払額の減額が可能とされていますが、具体的にどのような業績評価指標があり、どの程度の減額幅が想定されますか？また、その実効性をどう担保するのでしょうか？	減額等の措置の詳細については、「業績等の監視及び改善要求措置要領」(入札説明書 添付 5)を入札公告時に示します。

国道12号白石本通第二電線共同溝PFI事業 実施方針に関する意見に対する回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	2	第1	1	(4)	事業目的	意見:地域に根差した公共事業として、地元企業の参画促進や地域雇用創出への配慮が実施方針上明示されていない点が気になります。 提案:・応募グループにおいて、地元企業の活用方針を加点評価とすること・協力企業として地域建設業者や点検業務企業の参画促進を促す文言を実施方針に加えることを求めます。	ご意見として承ります。
2	実施方針	3	第1	1	(6)	事業方式及び権利関係	意見:実施方針において、既存ストックの活用提案が選定される可能性が示されていますが、これにより提案内容の公平性が損なわれる懸念があります。既存ストックを保有する事業者とそうでない事業者の間に情報格差が生じ、入札参加の実効性を損なうおそれがあります。 提案:・既存ストックの所在、構造、使用状況等の情報を早期に共有する仕組みを構築すること・既存ストック活用案と新設案を同等に評価できるよう、評価基準の明確化と開示を求めます。	ご意見とご提案については検討の上、詳細については入札公告時に示します。
3	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者への支払	①整備業務に係る対価について、「国への所有権移転後、令和17年度から令和31年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが高くなります。また、発注者も割賦払い期間が長期にわたることで割賦手数料総額が増加することから、割賦払い期間は施設整備期間と同期間を要望します。同期間とする理由は、PFI事業の目的の一つである「行政予算の平準化」は設整備期間内での平準化でも果たせるためです。	ご意見については、「事業費の算定及び支払い方法(案)」第2 事業費の算定及び支払方法-3. 各費用の支払額の算定及び支払方法-② 割賦手数料-イ 基準金利に示すとおり、金利変動の影響を抑えられるようにしています。
4	実施方針	23	第6	2	(1)	事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	札幌開発建設部が賠償請求される(2)②の方には、「なお、請求する損害賠償の内容及び金額については、札幌開発建設部と事業者が協議して定めるものとする」とありますが、(1)③では「札幌開発建設部は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる」とあります。札幌開発建設部が賠償請求する(1)③にも、「協議して定めるものとする」と記載するよう検討をお願い致します。	実施方針に記載のとおりとします。詳細については、入札公告時の事業契約書(案)に示します。

国道12号白石本通第二電線共同溝PFI事業 実施方針に関する意見に対する回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
5	実施方針	-	別紙5 リスク 分担表	-	-		意見:設計変更に伴うリスクや地下埋設物との干渉等の予見困難なリスクが事業者側に偏重する可能性があります。これにより過度なリスク回避が発生し、技術的提案や創意工夫の抑制に繋がるとおそれがあります。 提案:・不確実性が高いリスク(未調査の地中埋設物、用地制約等)については国との共有負担とすること・リスクが顕在化した場合の協議手続や調整ルールを明記し、事業契約に反映することを求めます。	「事業費の算定及び支払い方法(案)」の第3事業費の確定の手続きに示すとおり、費用に関するリスク分担を予定しています。なお、実施方針において、下記のとおり本事業の実施を予定しているため、調査・設計から工事までの包括的業務として事業者の提案を求めます。 「電線共同溝の整備・維持管理事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備等を行うため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく事業として実施することを予定している。」
6	実施方針	33	別紙5 リスク 分担表	-	9	税制変更リスク	税制変更リスクは事業者側ではコントロールしえない事象ですので、発注者にてご負担いただきますようお願いいたします。	本事業に限らず、他の事業でもすべての事業者に影響する税を想定しているため、記載のとおりとします。
7	実施方針	34	別紙5 リスク 分担表	-	13 14	不可抗力リスク	不可抗力リスクは事業者側ではコントロールしえない事象ですので、発注者にてご負担いただきますようお願いいたします。	不可抗力の事象が発生した際のリスク分担方法を明確にするため、説明に記載のとおりとします。
8	実施方針	34	別紙5 リスク 分担表	-	20	住民運動に関するリスク	住民運動に関するリスクについては、無電柱化事業そのものに対する住民反対運動等は事業者側ではコントロールしえない事象ですので、発注者にてご負担いただきますようお願いいたします。	記載のとおりとします。なお、リスク分担の理由は、説明に記載のとおりです。
9	実施方針	35	別紙5 リスク 分担表	-	21	住民運動に関するリスク	「電線共同溝等の施工及び管理に関する住民の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用」については事業者にのみ「○」が記載されておりますが、仕様通りに施工した場合にも不可抗力的な住民反対運動が起こる可能性があるため、協議の対象とするようお願いいたします。	本事業の施工及び管理に関しては記載のとおりとします。しかし、要求水準書の内容を超える事象については、札幌開発建設部と協議の上、決定します。

国道12号白石本通第二電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に関する意見に対する回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	要求水準書(案)	55	第5	1	(1)	一般事項	<p>意見:維持管理業務の要求水準が明確にされているものの、長期にわたるサービスの品質担保については、具体的なモニタリング手法や評価指標が不足している印象を受けます。</p> <p>提案:・第三者による定期評価制度の導入や、地元住民・行政との意見交換の仕組みを取り入れること・長期契約に伴う維持管理水準の経年劣化への対処方法(修繕履歴や評価点の公表)を盛り込むことを求めます。</p>	<p>詳細については、入札公告時に「業績等の監視及び改善要求措置要領」を公表する予定です。</p> <p>なお、実施方針において、下記のとおり本事業の実施を予定しているため、民間の技術的能力の活用を予定しており事業者の提案を求めます。</p> <p>「電線共同溝の整備・維持管理事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備等を行うため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく事業として実施することを予定している。」</p> <p>よって、第5維持管理業務-1. 基本事項(2)業務計画に示すとおりとなります。</p>